

注(6) p. 195の注(8)参照。

注(7) 平安京内裏〔だいり〕の正殿。もと朝賀・公事〔くじ〕を行う所であったが、大極殿〔だいごくでん〕の頽廃後は即位などの大礼を行なった。南面して設けられ、九間の母屋の四方に廂〔ひさし〕があり、殿の中央やや北寄りに玉座を設け、その東に御帳台〔みちょうだい〕、北に賢聖障子〔けんじょうのそうじ〕がある。北廂から廊で清涼殿に通じ、南廂に階〔きざはし〕があって前庭に通ずる。階の左右に左近〔さこん〕の桜・右近〔うこん〕の橋がある。今の京都御所のは安政2年〔1855〕の造営。南殿〔なでん〕・前殿・正殿。

注(8) p. 403の注(4)参照。

注(9) p. 402の注(2)参照。

注(10) 本編28巻、附録4巻、補遺〔未定稿〕1巻、収録419項、実に空前絶後の功業と評価され、金石志の一大成書として、研究者に裨益するところきわめて大きい。天保13年〔1842〕から安政4年〔1857〕まで、実に16年の歳月をかけての精査に成る大著でありながら、序跋も凡例もなく、敢て世に問おうとしなかった学究一途の謙虚さがうかがわれる。昭和2年「仙台叢書」別刊の中の2冊本として、活字化公刊された。

注(11) 「仙台風藻」(今泉算洲)に、

『通称丈太夫。養賢堂指南役。元治二年〔1865〕乙丑〔きのとうし〕三月八日歿。葬仙台八塚大林寺。』

「仙台人名大辞書」(菊田定郷)に、

『ヨシダトモヨシ

儒者。通称丈太夫、幼より経史を学びて造詣最も深く、養賢堂指南役を命ぜらる、その編輯するところの「仙台金石志」二十巻〔?〕は数十年の苦心によりて成るもの、藩府に納れて賞賜あり、後年仙台叢書刊行会之を刊行す、元治二年三月八日歿す、享年五十五、仙台新寺小路大林寺に葬る。』とある。

注(12) p. 52の注(7)参照。

注(13) p. 58の注(1)参照。

資料 菅原道真(坂本太郎)

仙台金石志(吉田友好。「仙台叢書」別刊)

83. 「うぐい田」とは

問 「うぐい田」とは、何處にあって、また、どうしてこのように呼ばれるのですか。

答 「うぐい田」とは、仙台市荒浜小字石場東隣りの北谷地・東谷地にある水田で、慶長大津波の後永(1)く放置されてきた荒廃不毛の地を開発した雲居(3)の名を冠した本来の「雲居〔うんご。正しくは、うんこう〕田」の名が、いつかこのように訛った呼び方をされるようになったものです。

「うぐい田」について

1. 「旧藩時代の新田開発」（菊池武一。「宮城県史」8の内）に、

『寺受新田うぐい田

寺社が主体となって開発した新田は、仙台藩では神社受の方は微力で、寺受の方が多かったようである。寺方の請負いは、その村々の百姓に開墾させ、その収穫の中から取得したといわれる。宮城郡荒浜（仙台市）に寺受新田のあることがわかった。荒浜は慶長十六年の海嘯後に起返開墾された地域で、その後の明暦年中、彼の有名な松島瑞巖寺の住職〔隠退後〕であった雲居禪師によって見立開墾されたもので、その事歴は宮城郡茂庭（仙台市）の「大梅寺文書」によって明らかに知られることがある。

雲居と瑞雲山

雲居和尚其時摂州勝尾山へ致隠遁被居候処寛永十三年〔1636〕の春先邦君政宗公瑞巖寺へ被遊(7)御招請候之砌御辭退被申上候由政宗公同年五月御薨去に付以御遺言御中隱中に嗣君忠宗公より御請(8)待被成候故遂に雲居御国元へ被罷下候て瑞巖住職十三年にて願の上致退院候所翌年慶安三年〔1650〕当山白鹿堂の旧地に被來候て小池有之候側に雲居自身に鳥羽屋相構え瑞鹿堂と号し又繫船亭共名付(9)候て致座禅被居候所慶安四年其瑞鹿堂を御上より小院に御改御建立被成置瑞雲山祥岩寺と号し候其砌早速寺領御寄附の儀被仰出候所に雲居再往辭退被申上候其後明暦年中〔1655～1658〕に国分郡於荒浜に雲居自身に見立新田開発被致候を其後御竿相入高五貫文にて御寄附被成置候今以御百姓共雲居新田と申伝候

知行目録

宮城郡国分荒浜内

一 五貫六拾三文

御黒印之面割渡候百姓屋敷高名付委細水牒有之者也仍如件(10)〔(11)〕

寛文元年〔1661〕十一月十六日

内馬場藏人

木村久馬

和田織部

鶴田治右衛門

奥山大学

〔奉行連署〕

祥岩寺住持

この開発地は、現に荒浜小字石場東隣りの北谷地・東北谷地の地域であって、「うぐい田」の名で呼ばれているのがそれである。この開墾により割前を受けた百姓は次に示す四十五人で、その畠反も最高二反九畠歩となっている。〔下略〕』

2. 「災害史」（熊谷金男。「宮城県史」22の内）

『地震と津波は各三回ずつあったが、慶長十六年〔1611〕と元和2年〔1616〕の地震は津波と関連している。慶長の地震津波は十月二十八日に起り、津波は岩沼（名取郡）附近まで押しよせた。岩沼町は海岸から約八キロの内陸にあるから強大な津波であったことが知られ、津波が河川・水路をさかのぼる通則から見て被害範囲は広かったものとみられる。その後、津波のために荒地と化した土地の起返（おこしかえ）し開墾が所々で行われたことによって窺うことができる。

宮城郡荒浜（仙台市）の北谷地・東谷地は慶長十六年の津波によって荒地化し、明暦年中〔1655～1657〕に松島瑞巌寺の住職〔大梅寺に退隱後〕が見立〔みたて〕開墾したもので、「うぐい田」と呼ばれている。この開墾によって割前を受けた百姓は四十五人である。〔下略〕』

3. 「宮城県新誌」（熊谷金男）にも、

『寺受新田部落

寺社の力をもって事業を請負い、その村の百姓の力によって開発させるものを寺社受新田というが、本県内には神社受新田がきわめて少ないと考えられており、寺受新田の例も数多くないようである。荒浜（仙台市）の「うぐい田」は、松島瑞巌寺〔退隱後〕の雲居禪師の見立てによる寺受新田といわれている。この開発は、先に述べた例のように津波による荒廃地を起返開墾したもので、明暦中（一六五五—五七）にかかり、「雲居新田」といわれていた。この開発に割前を受けた百姓は四十五人で、最高二反九畠歩から最低三畠一七歩で、計五町四反一畠二〇歩（田代五貫六三文）であった。』とあります。

注(1) 「仙台地名考」（菊地勝之助）に『南小泉から霞目を経て、約八糠ほど深沼街道を東すれば旧七郷村の荒浜に達する。半農半漁の海岸部落で太平洋に臨み、貞山堀に沿うている。俗に深沼と称し、仙台市街より最も近い海水浴場である。〔中略〕荒浜の地名は文字通り、この海岸一帯は太平洋に直面して、常に荒く船着場には適さなかった。荒浜海岸に押し寄せる波浪の音が十数糠離れた仙台市街まで聞えることは珍らしくない。荒浜の別名深沼の名は、かえって広く地方人に呼ばれている様である。荒浜地方を五万分の一の地形図で見れば、附近に大沼・赤沼・北長沼・南長沼・井戸沼など大小の沼が散在している。〔現在では殆ど埋立てられてしまった。〕是等の沼が深沼の名を生んだ起りと思う。なお亘理郡の荒浜は、現在荒浜と書き表わしているが、新浜の意味をもって呼ばれた所である。』とある。

注(2) 「貞山公治家記録」卷之22に、

『慶長十六年〔1611〕辛亥〔かのとい〕 公御年四十五

○十月己亥〔つちのとい〕廿八日甲午〔きのえうま〕巳刻〔みのこく〕過キ、御領内大地震、津波入ル。御領内ニ於テ千七百八十三人溺死シ、牛馬八十五匹溺死ス。

○十一月庚子〔かのえね〕大〔だい〕晦日〔みそか〕乙丑〔きのとうし〕。公大神君へ初鰯献上アリ。本多上野介殿正純被露セラル。且ツ今度、政宗領内津波入り、五十人〔原本誤記〕溺死スルノ由、言上セラル。又後藤少三郎申上ルハ、津波入ヘキ時節、政宗家士兩人ヲシテ魚ヲ求シムル所ニ、漁人舟ヲ出ス時、今日潮ノ色宜カラス、天氣亦惡シ、舟ヲ出ス間敷由申ス。因テ兩人ノ内一人ハ、尤モト云テ参ラス、一人ハ主命ヲ受テ参ラサルハ、主ヲ歎クナリト云テ、漁人六七人召具シ、舟ヲ出ス。舟数十町程漕出ルニ、忽チ大浪起り来ル。然レトモ舟ハ波上ニ浮テ沈マス。漁人住所近辺ノ山へ着タリ。即チ其山ノ松ニ舟ヲ繫ク。千貫松ト云フ松ナリ。波退テ後、舟ハ梢ニ掛レリ。漁人里ヘ下レハ、一字〔いちう。一軒。〕モ不残流失ス。前ニ参ラスシテ留リタル家士其外漁人、何レモ溺死ス。政宗此始末ヲ聞テ、一人ノ家士ニ知行ヲ宛行〔あてがい。あておこない。知行を与える。〕タルノ由、政宗ノ使者物語スルノ旨、御前ニ於テ言上ス。時ニ家士一人、恙〔つつが〕ナク帰リタルハ、主命ヲ重シテ災難ヲ免レ、福ヲ得タルノ由、上意アリシトナリ。其節、南部、津軽等モ海辺ノ在家、人馬等三千餘溺死スト云云。

此一段政事録ヲ以テ記ス。千貫松ト云ハ一株ノ松ノ名ニ非ス。麓ヨリ峯上数千株一列ニ並立テリ。終ニ山ノ名トナル。名取郡ニアリ。逢隈〔あぶくま〕川の水涯近ケレハ、海潮ノ餘波、此河水ニ入テ泛濫シ、麓ノ松ニ舟ヲ繫グ事モ有ルヘキ歟。伝テ云フ、往古此山上ノ杉ニ舟ヲ繫タリト、今其老杉アリ。

○又政事録此月八日ノ記ニ曰ク、大御所〔家康をいう〕御放鷹、雁御物數有之、今日秉燭〔へいしょく。燈火を持つ。日没後。〕以後、松平陸奥守政宗參候、獻馬十四、鷹十居〔すえ〕、自是政宗到江戸ト云云。此時、公、仙台ニ御座ス。去ル五月御帰國、且ツ御普請ヲモ仰付ラル。半年ヲモ過キス。御參勤有ルヘキノ品ナシ。又晦日初鰯御献上公御在國ノ事ヲ記ス。政事録數日ノ間記録ノ差舛〔せせん。差違。〕アリ。当家ノ記録此冬ヨリ來年十月マテ闕ケタリ。因テ知レサル事多シ。』

「東藩史稿」卷之4（作並清亮）にも、

『○慶長十六年辛亥

○十月二十八日、封内地大ニ震ス、海溢レ男女一千七百八十三人牛馬八十五頭溺死ス〔下略〕』とある。

「大日本地震史料」卷之5（震災予防調査会編）に

『慶長十六年十月二十八日丁酉〔甲午〕、三陸、地大ニ震ヒ、仙台及ビ南部、津軽、松前諸領ノ沿岸、海嘯ヲ颶〔あ〕グ、

（駿府記）十一月晦日、松平陸奥守献初鰯、就之政宗領所海涯人屋、波濤大漲來、悉流失、

溺死者五千人、世曰津波云々、〔下略〕』

「日本被害津波総覧」(渡辺偉夫)に、

『1611. 12. 2 (慶長 16. 10. 28) 10時 三陸はるか沖 東経 144.5° 北緯 39.0°

マグニチユード 8.1 津波規模 3

三陸地方で強震、相馬中村城破損、津波は10時から14時の間に来襲し、17時には大体おさまった模様である、田老、小湊、小根待では、津波のため全滅、宮古民家 1,100 戸のうち残ったもの 6軒、水死 110、磯鶴海岸から 500 m ほど津波上がる、津軽石払川地域まで遡上、祭で人出多く水死 150。山田海岸から 11km 内陸の房ヶ沢まで津波上がり、第 2 波は寺沢、第 3 波は山田川橋まで上がる、織笠、札堂まで津波上がる、小谷島から岬を越え、山田湾の大浦に浸入。船越水死 50。大鎧神社下まで浸水。大鎧～鵜住居間で水死。根白(三陸町)では集落高地にあり津波達せず。越喜来では 4 m 余の津波が村に浸水、水死者多数、沈船 2。ビスカイノ探検船上で激動を感じた。岩沼・名取海岸へ大山のごとき津波押し寄せ、民家残らず流失。阿武隈川に津波遡上し、海岸から 7 km 内陸の千貫松まで津波上がる。伊達領内で水死 1,783。相馬、今泉の村内の家ほとんど流失。50 余人の死者みつかる。中村の海岸部落で津波被害。北海道東部海岸で和人・夷人の死者多し。浦河では小津波。〔下略〕』

「日本の天災・地変」下巻(東京府学務部社会課)に、

『後水尾天皇

皇紀 2,271 慶長 16 年 西紀 1611 十月廿八日

仙台地方地震人畜多く死す。 陸奥地方大凡津浪村民多く溺死』

「日本災異志」(小鹿島果)

『地震之部

慶長十六年

×

九月 [月を誤まる] 陸羽地大震、海水溢

十一月晦日伊達政宗便奏、領地海水大溢、民家悉流亡、溺死五千人

海嘯之部

慶長十六年

×

九月 [月を誤まる] 奥羽海嘯、人多死

松平陸奥守政宗領所、海溢波濤大ニ漲來テ、人屋悉グ流失ス、溺死スルモノ五千人ト

云』とある。

「三陸沿岸津波読本」(仙台管区気象台)に

津波があった年月日		津波 階級	地震		記事
日本暦	西暦		震央	M	
慶長16年10月28日	1611年12月2日	4	三陸沖	8.1	伊達領内で水死者 1,783, 南部津軽で人馬水死 3,000 余』

「宮城県気象災異年表」（仙台管区気象台）に

西暦年号	陰暦月日	陽暦月日	災現異象	災異記録
1611年 慶長16年	10.28	12.2	大地震 大津波	10月28日（陽12月2日）陸奥国地震後大津波あり、伊達領内にて男女1,783人、牛馬85頭溺死す、津波は岩沼町に達す

この津波の時、イスパニアのビスカイノ探検船が三陸沿岸を測量中であった。ビスカイノ〔Sebastian Viscaino. ?～1615〕は、スペイン、ウェルバ生れ。メキシコ・フィリピン方面を探検した。慶長16年〔1611〕特派大使の資格で来日、徳川家康・秀忠に謁し、伊達政宗とも接触して、三陸沿岸を実測した。津波に遭遇したのはこの洋上であった。彼の主目的、日本東方海上にあると、当社のヨーロッパ人に強く信じられていた金銀島探検は、もとより成功する筈がなかった。伊達政宗が慶長18年に派遣した支倉常長の遣欧使節とともに、ノビスパン〔メキシコ〕に帰った。その著「金銀島探検報告」は、仙台領沿岸の沿岸の港湾調査、落成直後の瑞巖寺印象記などを含み、史料価値が高い。仙台領沿岸測量について「伊達政宗卿伝記史料」（藩祖伊達政公公顕彰会）に『慶長十六年十月六日 セバスチャン・ビスカイノ我国沿岸ノ測量並ニ金銀島探検ノ許可ヲ得テ、九月十七日江戸ヲ発シ、是月四日仙台ニ抵〔いた〕ル、是日公〔政宗〕ビスカイノヲ引見ス、ビスカイノ是後領内ノ海岸ヲ測量ス、』とある。

注(3) p. 140 の注(2)参照。

注(4) p. 12 の注(2)参照。

注(5) 新田にできるか否かを、実地を見て選び定めること。見立てた上で開墾を願い出、許可を得て新たに開いた田畠を見立新田という。

注(6) p. 140 の注(2)参照。

注(7) p. 170 の注(1)参照。

注(8) p. 207 の注(1)参照。

注(9) 苛屋。粗末な建て物。

注(10) 大名などが黒印を押して多くは寺社に発行した公式文書を黒印状という。この黒印状は寺領の寄進に関するものである。

注(11) 檢地帳。検地の結果を記入した公的な土地台帳で、水帳・御縄打水帳・御前帳などともいう。2冊作成し、1冊は領主に1冊は村方に下付された。年貢諸役は検地帳に明記された村高に賦課された。

資料 旧藩時代の新田開発（菊池武一。「宮城県史」8の内）

災害史（熊谷金男。「宮城県史」22の内）

宮城県新誌（熊野金男）

84. 「フランキ」とはどのようなものか

問 伊達政宗が徳川家康の命により、上杉景勝側の白石城を攻撃した時、白石城には「フランキ」が備付けてあって、伊達軍を苦しめたと書いた本を読んだことがあります。「フランキ」とは、どのようなものですか。

答 先ず「フランキ」とは、中国語の「佛狼機」〔fulangchi〕で、「佛狼機」は5～6世紀頃強大となり、西欧文化圏の基礎となったゲルマン民族の1部族Franksの音訛で、中国ではヨーロッパ人の称呼とされていたが、特に16世紀初め頃から多く渡来するようになったポルトガル人、スペイン人をそのように称するようになったのです。そして、彼等が持ち込んだ特殊の銃をも、「佛狼機」というようになったもので、その後これがわが国に伝わってきて、中国音の通り「フランキ」といっていたものでした。「佛狼機」とは、太い銃身の中に、普通5挺の小銃を組み込んだ装置で、固定した状態で、5発同時に発射することができる特殊銃であります。専ら城や船に据付けて操作する場合に限られ、野戦用としての機動性に欠け、取扱も複雑なので、鉄砲・大砲のように多用はされないでしまったものようです。

佛狼機について「和漢三才図会」〔わかんさんさいいづえ〕（寺島良安）に、

『登壇必究云佛狼机〔機と同音の机を当てている〕国名也非銃名也太明正徳丁丑〔1517〕彼國船來廣東進貢此器其船主名加非丹其人皆高鼻深目以白布纏頭其銃以鐵為之長五六尺巨腹長頸腹有長孔以小銃五箇輪流貯薬安入腹中放之銃外又以木包鐵箍以防決裂海船舷下每邊置四五箇於船艤内暗放之他船相近經其一彈則船板打破水進船漏以此橫行海上他國無敵試之止可百步海船中之利器也守城亦可持以征戰則無用矣

按佛狼機フランキ 布良牟フランキ一云フランキ 南蠻ナムカン切死丹之國天正年中以來堅禁來于本邦雖南蠻當西方國近於阿蘭陀〔佛狼機の図、略〕』とあります。

次に、伊達政宗の白石城攻撃は、関ヶ原決戦を2カ月後に控えた7月下旬のことでした。この攻防戦で、白石城が佛狼機を使用して対抗したことなど、正史に書かれたものはありません。唯、「弩」〔ど〕による被害が多かったことは、特筆されています。即ち、「貞山公治家記録」卷之20上に、『慶長五年庚子〔かのえね〕公御年三十四

○七月甲申〔きのえさる〕大廿四日乙丑〔きのとうし〕。公、白石へ打寄セラル、御巡見アリ。川